

○渡島廃棄物処理広域連合議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

(平成20年10月21日条例第4号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、渡島廃棄物処理広域連合議会議員に対して支給する議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬の額)

第2条 議会の議長、副議長、議会運営委員長及び議員(以下これらを「議員等」という。)の議員報酬は、次のとおりとする。

議 長 日額 5,000 円

副 議 長 日額 5,000 円

議会運営委員長 日額 5,000 円

議 員 日額 5,000 円

(議員報酬の支給)

第3条 議員等の議員報酬は、職務従事後これを支給する。

(費用弁償)

第4条 議員等が、議会若しくは委員会の招集に応じたとき又は公務のため旅行したときは、その旅行に対し、費用を弁償する。

2 前項に規定する公務のため旅行したときの費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料、旅行雑費及び死亡手当の10種類とし、その額は広域連合長相当額とする。

3 議会又は委員会の招集に応じたときの費用弁償は、別表のとおりとする。ただし、同じ日に2以上の職務に従事したときは、重複して支給しない。

4 前3項の規定により支給する費用弁償の額は、住居地を起点として計算することができる。

5 費用弁償の支給方法は、一般職の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第4条関係）

費用弁償の額 1日につき3,000円

備考 費用弁償額には、鉄道賃、車賃、宿泊料等の実費を加算して支給することができるものとする。